アドバイス・レポート

平成20年1月23日

平成19年11月26日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいた在 宅ケアステーションげんきにつきましては、第三者評価結果に基づき、下記の とおりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサービスの提供 に役立ててください。

記

	I健全な組織体制
│ │ 評価が高かった点	(1)組織の理念・運営方針
計画が同かりた点	(2)組織体制
	(3) 労働環境
	Ⅲ利用者保護の観点
	(1)利用者保護 ①人権等の尊重
	(2)情報提供 ②利用者に係る情報交換
	Ⅳサービスの質の向上の取組
	(2)質の向上に係る取組 ③評価の意義についての周知
	・法人組織が確立しており、法人の理念・方針が各事業所に伝わ
 理 由	り、また、事業所の意見が上部へ伝わる組織作りができていま
生	す。
	・労働環境への配慮もされており、休憩室は十分休息できるスペ
	ースがあり、設備等も整備されています。有休の消化や休みは
	希望通りに取得できています。
	・利用者保護の理念が明文化されており、研修によってスタッフ
	に周知されています。また、名札の裏に理念が記載されていま
	す。
	・利用者宅に連絡ノートを置くことで、利用者・家族の意向を聞
	く機会を持っています。
	・理想のヘルパー像に近づくための独自の自己評価表を用い、ヘ
	ルパー全員が自己評価を行っています。
	I健全な組織体制
改善努力を要する点	(5)人材の確保・育成 ②継続的な研修の実施
以自分別と女子も派	Ⅱ適正なサービス提供体制
	(1)サービスの品質の確保 ③確実な情報伝達
	Ⅲ利用者保護の観点
	(2)情報提供 ④地域への情報公開
	IVサービスの質の向上の取組
	(2)質の向上に係る取組 ①利用者満足度の把握

理由

- ・研修の年間計画は立てられており、ブロック単位での常勤者の 研修計画もありますが、実施記録が不十分で年間を通しての実 施の状況が把握できませんでした。
- ・情報の伝達は連携ノート、ミーティング等で周知されています が、発信・受信者のサインがなく、責任の所在が不明確です。
- ・地域への情報公開はなされていませんが、その必要性は認識されており、現在機関紙の配布を準備中で、来年には地域の介護 教室への参加も予定されております。
- ・今年度、利用者アンケートを行っていますが、調査結果を分析 し、サービス改善に活かすには至っていません。

具体的なアドバイス

- ・研修計画は立てられていますが、実行できたのか、だれが参加 したのか、なにが不足しているのか等の実態を把握し、次年度 へ繋げることが必要です。計画と実施が判る研修計画・実施記 録を作成されることをお勧めします。
- ・情報の伝達は発信者と受信者が明確でなければ十分機能しているとは言えません。情報の信頼は発信者を明確にすることによって確保できます。また、情報が伝達できているかは、だれが受信したかが判ってはじめて確認できます。書類に発信・受信者の欄を設けられたらいかがでしょうか。
- ・苦情の対応記録についても、苦情を受け付けた日時、受けた職員名、対応を説明した職員名、説明を受けた方のお名前、説明 後の反応はどうだったのか等の欄が必要です。
- ・事業所内の水周りの清潔・不潔の区分は一応されていますが、 徹底できてないようです。洗った食器類の置く場所は変更し、 シンクのまわりの水滴は拭取るようにしましょう。
- ・診療所と訪問看護とが同一建物内にある利点を活かした運営が 行われており、職員や利用者にとって安心に繋がっています。 今後ともこの利点を活用されることを願っています。

評価結果対比シート

事業所番号	2661890026		
事業所名	社団法人京都保健会 在宅ケアステーションげんき		
受診メインサービス (1種類のみ)	訪問介護		
併せて評価を受けた サービス(複数記入可)	訪問看護、介護予防訪問看護、介護予防訪問介護		
訪問調査実施日	平成19年12月19日		
評価機関名	社団法人京都私立病院協会		

大項目 中項目		小項目	評価項目		結果
八項日				自己評価	第三者評価
I 健全な (1)組織 組織体制	(1)組織の理念運用方 針	① 理念の周知と実践	組織の理念が、利用者及びスタッフ等に周知され、法人の理事長及び事業所の管理者等 (以下、「責任者等」という。)を含むスタッフ全員が、理念に沿ったサービスの提供を 実践している。	Α	Α
		② 運営方針の周知と 実践	事業所の運営方針が、利用者及びスタッフ等に周知され、責任者等を含むスタッフ全員が、運営方針に沿ったサービスの提供を実践している。	Α	А
		③ 運営規程の遵守	事業所の運営規程が、利用者及びスタッフ等に周知され、責任者等を含むスタッフ全員が、運営規程に沿った事業所の運営及びサービスの提供を実践している。	Α	Α
	(2)組織体制	① 責任者等の協働	責任者等は、介護サービスの質の向上に熱意を持ち、事務所の運営について、スタッフと 共に取り組んでいる。	Α	Α
		② 管理者による状況 把握	管理者は、事業の実施状況等を把握し、いつでもスタッフに対して具体的な指示を行うことができる。	Α	Α
		③ 透明性の確保	責任者等は、公正・適切なプロセスで意思決定を行い、組織としての透明性の確保を図っている。	Α	Α
		④ 支援体制の充実	利用者の主治医や医療機関・介護保険施設との間で、連携体制又は支援体制が確保されている。	Α	Α
	(3)労働環境		質の高い介護サービスを提供することができるよう、スタッフの労働環境に配慮している。	В	В
		② ストレス管理	スタッフの業務上の悩みやストレスを解消するために、具体的な取組みを行い、業務の効率を高めている。	Α	Α
			スタッフが充分にくつろげ、心身を休めることができる休憩場所を確保し、必要な設備・ 備品を備えている。	Α	Α
	(4)課題の設定	① 重点課題の設定	外的環境の変化や傾向を見極めた上で、事業の運営における重点課題が設定され、組織全体として課題の達成が図られている。	Α	Α
		② 業務レベルにおける課題 の設定	各業務レベルにおいて課題が設定され、スタッフ全員が課題の達成に取り組んでいる。	Α	Α
	(5)人材の確保・育成	① 質の高い人材の 確保	スタッフの採用時において、質の高い介護サービスを提供できる人材の確保を主眼としている。	Α	Α
		② 継続的な研修の 実施	採用時研修・フォローアップ研修等を実施しており、スタッフは、段階的に必要な知識や技能を身につけることができる。	В	Α
		③ OJTの実施	スタッフが業務を通じて日常的に学ぶことを推進しており、スーパーバイズ(指導・助言)を行う体制がある。	Α	Α
			小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)	28	29

大項目 中項目		小項目	評価項目		評価結果	
八块口	中項口				第三者評価	
Ⅱ 適正な サービス	(1)サービスの品質の確 保	① 業務マニュアルの 作成	事故防止や安全確保を踏まえた業務マニュアルが作成され、スタッフに活用されている。	Α	В	
提供体制		記録	利用者の状況及びサービスの提供状況等が適切に記録されており、サービス提供を円滑に 行うための工夫がされている。	Α	В	
			スタッフ間の申し送りや情報伝達を確実に行うとともに、重要な事項については、全ての スタッフに伝わる仕組みとなっている。	Α	В	
			定期的又は必要に応じてケアカンファレンス (介護検討会) が開催され、意見交換が行われている。	Α	Α	
	(2)個別援助計画		利用者一人ひとりの心身の状況や生活状況、利用者及びその家族の希望等を踏まえたうえでアセスメントを行っている。	В	В	
			アセスメントに基づき、利用者一人ひとりの目標を明らかにした個別援助計画を作成している。	В	В	
			個別援助計画の策定に当たり、必要に応じて利用者の主治医・OT/PT・介護支援専門員・他のサービス事業所等に意見を照会している。	Α	В	
			個別援助計画の策定に当たっては、当該利用者に関わる全てのスタッフの意見を採り入れ ており、共通認識に基づく目標達成が図られている。	Α	Α	
		⑤ 個別援助計画の 見直し	定期的又は必要に応じて、個別援助計画の見直しを行っている。	Α	Α	
	(3)利用者等の希望尊 重		個別援助計画の策定及びサービスの提供内容の決定に際して、利用者及びその家族の希望 を尊重している。	Α	Α	
			利用者やその家族が、希望や要望、気掛かりなこと等をスタッフに気軽に伝えたり、相談 できる機会を確保している。	Α	Α	
	(4)衛生管理		感染症の対策及び予防に関するマニュアルの作成等により、スタッフ全員が感染症に関する知識をもってサービスの提供を行っている。	Α	В	
		② 事業所内の衛生 管理等	施設(事業所)内における物品等の整理・整頓及び衛生管理を行い、効率的かつ安全なサービスの提供を行っている。	Α	В	
	(5)危機管理		事故や緊急時等における対応等を定めたマニュアルがあり、年に 1 回以上、必要な研修又 は訓練が行われている。	Α	Α	
		② 事故の再発防止等	発生した事故等に係る報告書や記録を作成し、事故の再発の防止のために活用している。	Α	Α	
小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)					22	

大項目	中項目	小項目	評価項目		i結果
入坝日	中項日	小項目 計画項目		自己評価	第三者評価
Ⅲ 利用者保護 の観点	(1)利用者保護	① 人権等の尊重	利用者の人権や意思の尊重について、常に問題意識をもってサービスの提供を行っている。	Α	Α
OJ RJEJIK		② プライバシー等の 保護	利用者のプライバシーや羞恥心について、常に問題意識をもってサービスの提供を行っている。	Α	В
		③ 個人情報保護	利用者の個人情報の保護及び職務上の守秘義務について、スタッフに徹底している。	Α	Α
		④ 利用者の決定方法	サービス利用者等の決定を公平・公正に行っている。	Α	Α
	(2)情報提供	① 事業所情報等の提 供	事業所の概要及びサービス内容について、利用者やその家族にわかりやすく説明を行って いる。	Α	Α
		② 利用者に係る情報 交換	サービス利用時の状況について家族に情報提供を行い、家族から家庭での状況について情報を得る等、情報交換を行っている。	Α	Α
		③ 開示請求への対応	利用者やその家族から、提供を受けたサービスの内容や費用の明細等について情報開示の請求があった場合には、適切に対応している。	Α	Α
		④ 地域への情報公開	事業所の運営理念を地域に対して啓発・広報するとともに、事業所の機能・知識等を地域社会に提供している。	В	В
	(3)利用契約	1 料金の明示と説明	介護サービスの利用に際して必要となる料金について、根拠を明らかにして利用者にわか りやすく説明している。	В	Α
		② 合意書面の作成	サービスの提供開始に当たっては、利用者及び事業者双方の権利・義務を明らかにし、合 意の結果を契約書等として書面にしている。	В	Α
小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)				17	18

大項目	中項目	小項目	50.压在口		評価結果	
八項日 中項日		小垻日	評価項目		第三者評価	
Ⅳサービスの 質の向上の取組	(1)苦情解決	① 苦情・相談窓口の 明示	利用者からの苦情や相談を受けつける窓口及び担当者等が明示され、利用者及びその家族 に周知されている。	Α	Α	
		② 苦情やトラブルへの対応	苦情やトラブルがあった場合には、組織として迅速かつ誠意をもって対応している。	Α	Α	
		③ 第三者への相談機 会の確保	公的機関等の窓口に相談や苦情を訴えるための方法を、利用者及びその家族に周知している。	Α	Α	
		④ 苦情に基づくサービスの改善	利用者からの苦情をサービスの向上に役立てている。	В	В	
	(2)質の向上に係る取 組	① 利用者満足度の把 握	利用者の満足度を把握し、サービスの質の向上に役立てている。	В	В	
		② 質の向上に対する 検討体制	サービスの質の向上に係る検討体制を整備し、責任者等を含むスタッフ全員が積極的に参加している。	Α	Α	
		③ 評価の意義についての周知	サービス評価を行うことの意義及び評価結果をサービス改善に活かすことが、責任者等を 含むスタッフ全員に周知され、理解されている。	В	В	
	(3)評価の実施	① 自主点検の実施	京都府が各事業所に配布している「自主点検表」を活用して、年に1回以上、自主点検を 行っている。	Α	Α	
		② 自己評価の実施	事業所の体制及びサービスの内容に係る自己評価を定期的又は必要に応じて行い、自らが 提供するサービスの質の改善に役立てている。	Α	Α	
		③ 第三者評価の受け 入れ	客観的なサービス水準の把握のために第三者評価を受け、評価結果を積極的に公表している。	Α	Α	
小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)				17	17	

【大項目ごとの点数】

【八項日ことの息数】						
大項目	自己評価	第三者評価 結果				
I 健全な組織体制	28	29				
Ⅱ適正なサービス 提供体制	28	22				
Ⅲ利用者保護の観 点	17	18				
Ⅳサービスの質の 向上の取組	17	17				

【读成家物質素】

【達成率換算表》	1					
大項目	達成率					
入坝日	自己評価		第三者評価			
I 健全な組織体制	28/30	93%	29/30	97%		
Ⅱ 適正なサービス 提供体制	28/30	93%	22/30	73%		
Ⅲ利用者保護の観 点	17/20	85%	18/20	90%		
Ⅳサービスの質の 向上の取組	17/20	85%	17/20	85%		

